



埼玉県報

第343号
令和4年(2022年)
9月6日
火曜日

目次

告示

- 令和4年度砂利採取業務主任者試験の実施（環境政策課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿縦覧（八潮新都市建設事務所）
- 保管場所標章印字機の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 捜査管理システムサーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- タブレット式認知機能検査システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用合服ズボンの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用合活動服の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 令和4年度パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示（交通規制課）

正誤

- 埼玉県告示第869号中訂正（農村整備課）

告 示

埼玉県告示第九百六号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和四年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験期日

令和四年十一月十一日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室C

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、令和四年九月九日（金）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

令和四年九月二十六日（月）から十月十一日（火）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

環境部環境政策課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

告示

埼玉県告示第九百七号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和四年九月三日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

| 病院及び診療所 | | 有効期限 |
|-----------------------|--------------------------|----------|
| 名称 | 所在地 | |
| 医療法人新青会川口工業総合病院 | 埼玉県川口市青木一丁目十八番十五号 | 令和七年九月二日 |
| 医療法人三誠会川口誠和病院 | 埼玉県川口市江戸三丁目三十五番四十六号 | 同右 |
| 埼玉協同病院 | 埼玉川口市大字木曾呂千三百十七番地 | 同右 |
| 医療法人青木会青木中央クリニック | 埼玉県川口市柳崎三丁目七番二十四号 | 同右 |
| 医療法人社団サンセリテ三浦病院 | 埼玉県富士見市下南畑三千百六十六番地 | 同右 |
| 秀和総合病院 | 埼玉県春日部市谷原新田千二百番地 | 同右 |
| 医療法人社団協友会メデイカルトピア草加病院 | 埼玉県草加市谷塚一丁目十一番十八号 | 同右 |
| 医療法人正務医院 | 埼玉県草加市青柳五丁目十二番十三号 | 同右 |
| 獨協医科大学埼玉医療センター | 埼玉県越谷市南越谷二丁目一番五十号 | 同右 |
| さいたま市立病院 | 埼玉県さいたま市緑区大字三室二千四百六十番地 | 同右 |
| 医療法人社団幸正会岩槻南病院 | 埼玉県さいたま市岩槻区大字黒谷二千二百五十六番地 | 同右 |

| | | |
|----------------------|------------------------|----------|
| ほしあい眼科 | 埼玉県さいたま市緑区美園六丁目九番地十 | 令和七年九月二日 |
| 坂戸中央病院 | 埼玉県坂戸市南町三十番八号 | 同右 |
| 埼玉医科大学総合医療センター ター | 埼玉県川越市大字鴨田千九百八十一番地 | 同右 |
| 医療法人豊岡整形外科病院 | 埼玉県入間市豊岡一丁目七番十六号 | 同右 |
| 豊岡第一病院 | 埼玉県入間市大字黒須千三百六十九番地三 | 同右 |
| 武蔵台病院 | 埼玉県日高市大字久保二百七十八番地十二 | 同右 |
| 埼玉医科大学国際医療センター ター | 埼玉県日高市大字山根字稻荷山千三百九十七の一 | 同右 |
| 行田中央総合病院 | 埼玉県行田市富士見町二丁目十七番地十七 | 同右 |
| しらさきクリニック | 埼玉県久喜市久喜新千百八十番一 | 同右 |
| 熊谷生協病院 | 埼玉県熊谷市上之三千八百五十四 | 同右 |
| 本庄脳神経外科・脊椎外科 | 埼玉県本庄市早稲田の杜五丁目十番八号 | 同右 |

告示

埼玉県告示第九百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ハードオフ・オフハウス久喜店

埼玉県久喜市久喜本字道合七百六十七―三外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社青木商会 代表取締役 青木義雄

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社大宮電化 代表取締役 青木義宏

埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目三番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年四月二十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百四十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後八時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後八時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年八月二十六日

二 縦覧期間

令和四年九月六日から令和五年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年九月六日から令和五年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二―二―二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 アン・ペトラ・マリア・

ファール

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

（変更後）イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ペトラ・ファール

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

ハ 変更年月日

令和四年一月十一日

ニ 届出年月日

令和四年八月二十五日

二 縦覧期間

令和四年九月六日から令和五年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年九月六日から令和五年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百十号

測量計画機関である坂戸、鶴ヶ島下水道組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字上広谷、大字藤金、大字三ツ木

四 作業期間

令和四年七月一日から令和四年十二月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第九百十一号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

松伏町

二 作業種類

公共測量（松伏町都市計画基本図修正業務委託）

三 作業地域

松伏町全域

四 作業期間

令和四年七月二十五日から令和五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百十二号

測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県地域整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、画地確定測量）

三 作業地域

羽生市大字上岩瀬地内

四 作業期間

令和四年九月二十日から令和四年十二月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第九百十三号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字藤金、鶴ヶ丘地内

四 作業期間

令和四年八月一日から令和五年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第九百十四号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 測量計画機関
三芳町
- 二 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業地域
三芳町全域
- 四 作業期間
令和四年十月一日から令和五年三月三日まで

告 示

埼玉県告示第九百十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―六―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字増形字中久保七百六十番地二 他四百一筆

埼玉県狭山市大字柏原字北通百二十六番地一 他八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万九千六十八立方メートル

告 示

埼玉県告示第九百十六号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第一項の規定により、令和四年十一月六日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和四年九月七日から同月二十日まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

三 縦覧場所

埼玉県八潮新都市建設事務所

告 示

埼玉県告示第九百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
保管場所標章印字機の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年7月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
みずほ東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
- 5 落札金額
47,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年5月31日

告 示

埼玉県告示第九百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

捜査管理システムサーバ等機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年7月13日

4 落札者の氏名及び住所

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁

目2番3号

5 落札金額

176,220,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年5月31日

告 示

埼玉県告示第九百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

タブレット式認知機能検査システムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年7月15日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

284,235,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年5月31日

告 示

埼玉県告示第九百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年7月15日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社東通インターナショナル 東京都千代田区九段北2丁目3番6号

5 落札金額

360,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年5月31日

告 示

埼玉県告示第九百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用合服ズボンの製造請負（単価契約） 3,349着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トーホーユニ 東京都千代田区神田小川町2丁目1番7号
- 5 落札金額
38,533,594円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年5月24日

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用合活動服の製造請負（単価契約） 2,100着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額
45,922,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年5月24日

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を令和四年七月一日から令和五年十一月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 住所

千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目四番七号

二 名称及び代表者の氏名

サンエス警備保障株式会社

代表取締役 大野 淳史

正 誤

埼玉県告示第八百六十九号（令和四年八月二十六日第三百四十号）中訂正

行

前から九

誤

令和四年九月二十六日まで

正

令和四年九月二十八日まで